

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本連盟は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟 (The Japan Amateur Radio League) と称し、JARL と略称する。

(事務所)

第 2 条 本連盟は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本連盟は、日本におけるアマチュア無線の健全なる発達を図ることをもって、内外の電波利用による科学技術の振興、災害の防止と被災者の支援及び国際相互理解の促進に寄与し、併せてアマチュア無線家相互の友好を増進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

(1) 電波利用による科学技術の振興を図るための次の事業

ア 電波利用に関する調査、研究及び文献の収集

イ 電波利用に関する知識の普及及び電波利用技術の向上を図るための講習会、研究会、競技会等の開催並びに広報活動

ウ 電波利用秩序維持及び電波利用環境整備に関する事業

エ 機関紙並びに電波利用関係図書の発行、頒布及び斡旋

(2) 災害の防止及び被災者の支援を図るための次の事業

ア 災害時に備えた非常通信の訓練及び災害発生時における非常通信の実施

イ 非常通信協議会の諸活動への参加及び協力

(3) 国際相互理解の促進を図るための次の事業

ア 国際アマチュア無線連合 (The International Amateur Radio Union : IARU) の日本支部としての業務

イ 諸外国のアマチュア無線団体との提携

(4) 交信証及び受信証の転送事業

(5) アマチュア無線に関する建議その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第 5 条 本連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 会員

(会員の種別)

第 6 条 会員は、次の 6 種類とする。

- (1) 正員
 - (2) 社団会員
 - (3) 家族会員
 - (4) 准員
 - (5) 名誉会員
 - (6) 賛助会員
- (会員の資格)

第7条 本連盟の会員になろうとする者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 正員 電波法に規定するアマチュア局の免許を有する者
 - (2) 社団会員 電波法に規定するアマチュア局の免許を有する社団
 - (3) 家族会員 正員と同居する個人のアマチュア局の免許を有する配偶者、親子又は兄弟姉妹
 - (4) 准員 次の一に該当する者
 - ア 社団のアマチュア局の構成員であって、個人のアマチュア局の免許を有しない者
 - イ 将来アマチュア局を開設しようとする者
 - ウ 外国の主管庁からアマチュア局の免許を得ている者
 - エ 無線技術に興味を有する者
 - (5) 名誉会員 次の一に該当する者
 - ア 本連盟の実施する事業に功績があり、理事会の決議を得て社員総会で推挙された者
 - イ 国際親善に寄与する外国人アマチュア無線家であって、理事会で認められた者
 - (6) 賛助会員 本連盟の設立の趣旨に賛同し、本連盟の事業を援助する個人、法人又は団体
- (入会)

第8条 本連盟の会員（名誉会員を除く。）になろうとする者は、所定の入会申込書を本連盟に提出しなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその承認の可否を決定し、本人に通知するものとする。
- (入会金、会費、賛助会費)

第9条 正員、社団会員、家族会員及び准員は、本連盟の目的を達成するため、入会金（家族会員を除く。）及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、賛助会費を納入しなければならない。
- 3 既に納入した入会金、会費及び賛助会費の返還を請求することはできない。
- 4 入会金、会費及び賛助会費（以下「会費等」という。）に関する事項は、社員総会において定める。ただし、災害により被災された会員の会費等の減免措置については、理事会において定めることができる。

(准員の取扱い)

第10条 正員であってアマチュア局の免許を失った者は、准員とする。

- 2 准員であって正員の資格を取得した者は、書面による申出により正員とする。
- (会員の資格の喪失)

第 11 条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 総社員の同意があったとき
- (3) 死亡又は法人若しくは社団を解散したとき
- (4) 除名されたとき
(退会)

第 12 条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会しようとする日の 1 箇月前までに本連盟に対して書面により届出なければならない。

- 2 会費を 2 箇月以上滞納した者は、退会したものとみなす。
(除名)

第 13 条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から 1 週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 電波法第 76 条第 3 項の規定による無線局の免許の取消を受けたとき又は同法第 79 条第 1 項の規定による無線従事者の免許の取消を受けたとき
 - (2) 本連盟の定款又は規則に違反したとき
 - (3) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に反する行為をしたとき
 - (4) 会員として重要な義務を履行しないとき
 - (5) その他正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、会長は除名した旨の通知をしなければならない。
(会員の権利)

第 14 条 会員の権利は、相続又は譲渡することができない。

- 2 会員（家族会員を除く。）は、機関紙の配布を受けることができる。
- 3 会員は、理事会の決議を経て別に定める方法により交信証及び受信証の転送を受けることができる。
- 4 会員は、本連盟の発行する証状及び刊行物について特典を受けるほか、本連盟が主催する事業に参加することができる。
(正員の権利)

第 15 条 正員は、本連盟が実施する選挙の選挙権を有する。

- 2 正員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下、「一般社団・財団法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本連盟に対して行使することができる。
 - (1) 一般社団・財団法人法第 14 条第 2 項に規定する定款の閲覧等の権利
 - (2) 同法第 32 条第 2 項に規定する社員名簿の閲覧等の権利
 - (3) 同法第 50 条第 6 項に規定する社員の代理権を証明する書面の閲覧等の権利
 - (4) 同法第 57 条第 4 項に規定する社員総会の議事録の閲覧等の権利

- (5) 同法第 129 条第 3 項に規定する計算書類等の閲覧等の権利
- (6) 同法第 229 条第 2 項に規定する清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
- (7) 同法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項に規定する合併契約等の閲覧等の権利

第 16 条 会費の滞納が 1 箇月に達した者は、第 14 条第 2 項及び第 3 項の権利を停止されることがある。ただし、2 箇月に満たない間に会費を納入したときは、遡及して権利の停止を解除する。

(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 17 条 会員が第 11 条又は第 13 条の規定により、その資格を喪失したときは、本連盟に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第 4 章 社員

(社員の数、選出方法等)

第 18 条 本連盟の一般社団・財団法人法上の社員を 100 人以上、140 人以内とする。

2 社員を選出するため、正員による社員選挙を 2 年に一度、4 月に行う。社員選挙を行うために必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

3 社員は、正員の中から選ばれることを要する。正員は、前項の社員選挙に立候補することができる。

4 第 2 項の社員選挙において、正員は、他の正員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が社員を選出することはできない。

5 社員に欠員が生じ第 1 項に規定する社員の数の下限を下回ることとなった場合は、補充の選挙を行う。補充された社員の任期は、任期の満了前に退任した社員の任期の満了するときまでとする。

(社員の任期等)

第 19 条 社員の任期は、社員選挙を行った直後の定時社員総会の終結の時を始期として、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、社員が一般社団・財団法人法第 266 条第 1 項に規定する社員総会決議取消の訴え、同法第 268 条に規定する解散の訴え、同法第 278 条に規定する責任追及の訴え及び同法第 284 条に規定する役員解任の訴えを提起している場合（同法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。

2 前項ただし書に規定する訴訟中の社員の地位に関しては、当該社員の同法第 63 条及び第 70 条に規定する役員選任及び解任並びに同法第 146 条に規定する定款変更についての議決権は有しないこととする。

(社員の資格等)

第 20 条 正員のうち、未成年者は、社員になることができない。

2 社員が、正員でなくなった場合には、社員の資格を失う。

第5章 役員

(役員の数、選任等)

第21条 本連盟に次の役員を置く。

(1) 理事 17人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

(会長、副会長及び専務理事)

第22条 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

また、会長及び副会長以外の理事若干名を、専務理事または常務理事とすることができるものとする。

2 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。また、専務理事をもって、当連盟の業務全般について同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができ、常務理事をもって、当連盟の特定の業務について同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができるものとする。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

(理事の職務等)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本連盟を代表し、本連盟の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定める職務規定により、本連盟の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局の職員に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期等)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補充された役員任期は、その選任時に在任する役員任期の満了するときまでとする。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議によらなければならない。

(役員の報酬等)

第 27 条 役員は無報酬とする。ただし、専務理事には、社員総会において定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 28 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事項を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本連盟の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本連盟との取引

(3) 本連盟が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において本連盟と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 6 章 顧問及び参与

(顧問)

第 29 条 本連盟に顧問を若干人おくことができる。

2 顧問は、理事会において任免する。

3 顧問は、本連盟の運営に関して、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

4 顧問には、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

(参与)

第 30 条 本連盟に参与を若干人おくことができる。

2 参与は、理事会において選出し任期を定めて会長が委嘱する。

3 参与は、会長の命を受けて、専門的な業務及びこれに係る総合調整に参与する。

4 参与は、無報酬とする。ただし、職務執行のために要する費用を支給することができる。

第 7 章 社員総会

(種類)

第 31 条 本連盟の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種類とする。

(構成及び議決権の数等)

第 32 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員 1 人につき 1 個とする。

(権限)

第 33 条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り決議することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、第 35 条第 3 項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(開催)

第 34 条 定時社員総会は、毎年 6 月に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

(3) 前号の規定により請求した社員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき
(招集)

第 35 条 社員総会は、前条第 2 項第 3 号の規定により社員が招集する場合を除き、理事会の決議によって、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 会長（前条第 2 項第 3 号の規定により社員が招集する場合にあっては当該社員）は、社員総会の日の 20 日前までに、社員に対して、社員総会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長及び副議長)

第 36 条 社員総会の議長及び副議長は、会長が指名する者がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 社員総会は、この定款で別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 38 条 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第 39 条 社員総会に出席できない社員は、必要な事項を記載した議決権行使書面又は他の出席する社員を代理人として代理権を証明した委任書面を本連盟に提出することにより、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面又は代理人によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議決等の省略)

第 40 条 理事又は社員が社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 41 条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その議事の経過の概要及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、副議長及び社員総会の場で議長が指名した署名人 3 人以内が、これに署名若しくは記名押印しなければならない。

(社員総会の議事運営)

第 42 条 社員総会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の

決議を経て別に定める社員総会議事運営規程によるものとする。

第8章 理事会

(構成)

第43条 本連盟に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第44条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 本連盟の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) 一般社団・財団法人法第38条第1項に規定する社員総会の招集に関する事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な事務局の職員の選任及び解任

(4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 本連盟の業務の適正を確保するための体制整備

(6) 第53条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除

(種類及び開催)

第45条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

(4) 一般社団・財団法人法第101条第2項又は第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき

(招集)

第46条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事又は前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は同項第4号(監事が招集するときを除く。)に該当する場合には、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集通知は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会

の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 47 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 48 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 49 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、代表理事の解職は、出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を経なければ行うことができない。

(理事会の決議等の省略)

第 50 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（一般社団・財団法人法第 91 条第 2 項の規定による報告は除く。）を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 51 条 理事会の議事については、法務省令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。

(理事会の運営)

第 52 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議を経て定める理事会規定によるものとする。

第 9 章 役員の損害賠償責任

(役員の責任免責)

第 53 条 本連盟は、理事会の決議によって、役員の一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本連盟に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正員の同意がなければ免除することはできない。

第 10 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 54 条 本連盟の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第 55 条 本連盟の財産の維持管理、処分及び運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て定める会計規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 56 条 本連盟の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入・支出することができる。

3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 57 条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、事業報告書並びに貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の監査を受けた事業報告書並びに貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

3 会長は、前項の理事会の承認を受けた事業報告書並びに貸借対照表及び損益計算書を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

4 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表及び損益計算書は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

5 会長は、第 3 項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

6 本連盟は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第 58 条 本連盟が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 本連盟が重要な財産を処分又は譲り受ける場合にあっては、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計の原則)

第 59 条 本連盟の会計は、一般的に妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(会計年度)

第 60 条 本連盟の会計年度は、第 5 条に定める事業年度による。

第 11 章 定款の変更等

(定款の変更)

第 61 条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(剰余金)

第 62 条 本連盟は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第 63 条 本連盟が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 雑則

(事務局)

第 64 条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長、技術研究所長、部長等の重要な職員の選任及び解任については、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(地方本部及び支部)

第 65 条 本連盟は、総務省総合通信局の管轄区域毎に地方本部を置くとともに、原則として都道府県毎に支部を置く。

- 2 地方本部及び支部の組織等については、理事会の決議を経て別に定める。

(委員会)

第 66 条 本連盟は、専門の事項に関し、理事会を補佐するために委員会を設ける。

- 2 委員会には、委員長 1 名、委員若干人を置く。
- 3 委員長は、会員の中から理事会の決議を経て選任し、委員は、委員長の推薦によって会長が委嘱する。
- 4 委員会の設置、運営に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(公告)

第 67 条 本連盟の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

(選挙)

第 68 条 第 4 章に定める社員選挙以外の選挙に関する定員数、選挙権及び被選挙権について

は、社員総会の決議を経て定める。

2 前項の選挙の手続きについては、理事会の決議を経て別に定める。

(委任)

第 69 条 この定款に定めるもののほか、本連盟の運営に関する必要な規則・規程・規定の制定、変更及び廃止等の事項は、理事会の決議を経て定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本連盟の第 22 条第 2 項に規定する最初の代表理事は原 昌三とし、同項に規定する最初の業務執行理事は日野岳 充とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の開始日とする。
- 4 第 1 項の設立の登記の日において、社団法人日本アマチュア無線連盟の会員であった者は、この定款施行の日において一般社団法人日本アマチュア無線連盟の会員とみなす。
- 5 この定款の施行後の最初の社員は、第 18 条と同じ方法であらかじめ行う社員選挙において最初の社員として選出された者とし、その任期は、第 19 条第 1 項の規定に係らず、一般社団法人の設立登記を行った時から、平成 26 年に開催する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 第 1 項の設立の登記を行った年度の事業計画及び収支予算は、社団法人日本アマチュア無線連盟の事業計画及び収支予算をそのまま継続して使用する。ただし、一般社団法人の設立の登記の日後最初に開催する社員総会の場において、第 3 項の規定により社団法人日本アマチュア無線連盟であった日までの当該年度の事業報告及び決算報告並びに一般社団法人の設立の登記後の一般社団法人日本アマチュア無線連盟として行った事業報告及び決算報告を分けて報告しなければならない。

附 則

この定款の一部改正は、令和 6 年 6 月 23 日開催の一般社団法人日本アマチュア無線連盟第 13 回定時社員総会において可決された時から施行する。（第 13 回定時社員総会決定）

令和 6 年 6 月 23 日 改正 第 22 条、第 23 条第 4 項及び第 5 項、第 44 条第 1 項(3)